

広域連合だより

発行 後志広域連合 総務課
〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466
メール soumu@shiribeshi-kouiki.jp
ホームページ http://www.shiribeshi-kouiki.jp/

第40号 令和6年4月

後志広域連合は、平成19年4月に発足し、管内16町村で構成されています。業務は、税の滞納整理、国民健康保険、介護保険、広域化の調査研究事務を行っております。「広域連合だより」は、当広域連合が行う事業内容を皆さまに知っていただくために発行しています。

令和6年度から介護保険料が変わります ～介護保険課からのお知らせ～

介護保険制度は3年ごとに見直され、今年が改定の年となります。これにより、介護保険料や各介護サービスの利用料などが変わることになります。

令和6年度からの介護保険料（年額）については、保険料段階が13段階となるため、判定基準が変更となり、一部の対象の方は保険料額が変わります。変更後の段階別介護保険料（年額）については次のとおりです。

所得段階	対象となる方	保険料率	保険料 (年額)
第1段階	●生活保護を受けている方 ●高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ●世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	(基準額) ×0.285	20,400円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80万円超	(基準額) ×0.485
第3段階		120万円以下の方	(基準額) ×0.685
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80万円以下の方	(基準額) ×0.900
第5段階		80万円超の方	(基準額) ×1.000
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満の方	(基準額) ×1.200
第7段階		120万円以上 210万円未満の方	(基準額) ×1.300
第8段階		210万円以上 320万円未満の方	(基準額) ×1.500
第9段階		320万円以上 420万円未満の方	(基準額) ×1.700
第10段階		420万円以上 520万円未満の方	(基準額) ×1.900
第11段階		520万円以上 620万円未満の方	(基準額) ×2.100
第12段階		620万円以上 720万円未満の方	(基準額) ×2.300
第13段階		720万円以上の方	(基準額) ×2.400

※ 令和6年度～令和8年度までの保険料の基準額は71,724円です。

※ 年間の保険料は100円未満切り捨てして算出されます。

※ 第4段階～第9段階の保険料については令和3～5年度の保険料額と変更ありません。

このページに関するお問い合わせ： 介護保険課 TEL 0136-55-8013

滞納の無い地域を目指して ～税務課からのお知らせ～

◇ 税金は納期限内に納めましょう！！

令和6年度も始まり、これから今年度分の税金の納付書がお手元に届くと思います。納付書が届きましたら、各期の金額、納期限等を確認のうえ、期限内の納付をしてください。

納付せず滞納が続くと各種財産の調査・差押の執行、早期完納が見込まれない場合は当広域連合へ徴収引継ぎとなる可能性もあります。

調査や差押を受けたり、当広域連合へ引き継がれたりした際に抗議をされる方がいます。しかし、滞納処分や連合への引継ぎはご自身が納税を怠り滞納をし続けた結果です。

税金はきちんと納期限内納税をしてください。もし、現在の生活状況から通常の納付が厳しいという方は、各町村の税務担当課へ分納等の相談をしてください（分納中でも延滞金が発生する場合があります）。



◇ 「滞納」から「滞No!」へ

当広域連合で引き受けしている滞納者には、税金だけではなく、水道や電気料金、公営住宅の家賃等の各種債権も滞納されてる場合が多いです。

税金に滞納処分があるように、水道や電気では停止処分が、住宅であれば強制退去を命ぜられるなど各種債権でも滞納が続くと強制処分を受けることとなります。また、直接的な滞納処分ではありませんが、世帯で税金の滞納がある場合、自治体からの補助金等のサービスが受けられないこともあります。

このように、税金の納付や各種料金の支払いを後回しにするのはデメリットしかないので、期日を守ってしっかり納めましょう。もし、低収入で生活費を捻出するのが精一杯であったり、借金が高額化し毎月の返済が生活費を圧迫している等、生活状況でお困りの方は「生活保護受給」や「借金等への相談窓口のご案内」のように生活再建へ向けたお手伝いができる場合があります。

滞納を繰り返しても事態が好転することはありません！

健全な生活を送るためにも、ご自身の生活を今一度見直し、必要があれば一度ご相談してください。

◇ 公売を実施しました

令和5年11月に後志振興局1階道民ホールにて公売会を開催いたしました。

今回の出品は2点と小規模な公売会となりましたが、どちらも落札され、滞納税へ充当することができました。

今後も自主納付での早期完納を見込めない等、案件の状況に応じて捜索の実施。差押をした動産・不動産の公売をし、1件でも多く滞納解消できるよう努めます。

公売会の様子



このページに関するお問い合わせ： 税務課 TEL 0136-55-8011

国民健康保険課からのお知らせ

◇ マイナンバーカードの健康保険証利用について

令和3年10月20日からマイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになり、令和6年1月14日現在、道内約7,700の医療機関や薬局で利用可能となっています。

① 健康保険証として利用するメリット

- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用は、国民健康保険証ではありません。社会保険証としても利用できますので、就職や転職した後の保険証の交付待ちもなくなります。
- ・ 限度額適用認定証等について、従来は事前に申請する必要がありましたが、オンライン資格確認が導入された医療機関では、申請なしに限度額が適用されるため、急な入院でも限度額を超える支払いが免除され、一時支払いによる負担もなくなります。
- ・ 令和2年度以降の特定健診結果や医療費情報、薬剤情報をマイナポータルで閲覧可能です。医療機関や引っ越し先の市町村保健師への情報提供や閲覧も可能となり、長期間にわたる情報より個人に適した診療や健康指導ができます。

② 申請書類・申請方法

マイナンバーカード交付申請書は、お住まいの町村役場からすでに郵送されており、申請については郵送もしくはオンラインでの申請となります。申請書がお手元に届かない、紛失されたという方は、お住まいの町村へお問い合わせください。

健康保険証利用の連携については、マイナポータルやセブン銀行、顔認証付きカードリーダーが導入されている医療機関や薬局で申し込みできます。



◇ リフィル処方せんをご存じですか？

リフィル処方せんは、症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に繰り返し使用できる処方せんのことです。

① リフィル処方せんのメリット

使用できる期間及び回数の間は、医師の診察を受けなくても薬局で薬を受け取ることができるため、医療機関を受診する回数が少なくなり、通院負担を軽減することができます。結果として、医療費の軽減効果も期待されています。

② リフィル処方せんの留意点

- ・ 症状が安定し、通院を控えても大丈夫と医師が判断した場合が対象です。
- ・ 投薬量に限度がある医薬品及び湿布薬は対象外です。
- ・ 安心安全な服薬治療には、薬剤師から継続的な薬学的管理指導を受けることが重要です。同じ薬局で調剤してもらうことが推奨されます。
- ・ 薬剤師が服薬状態を確認し、リフィル処方せんによる調剤が不適切と判断した場合は、調剤を行わずに受診勧奨を行い、処方医に情報提供します。
- ・ 次回予定日までに薬局に行かない場合、薬局から確認があります。他の薬局での調剤を申し出た場合は、希望する薬局に必要な情報が提供されます。
- ・ リフィル処方せんの期間中でも、医療機関を受診することは妨げられません。

このページに関するお問い合わせ： 国民健康保険課 TEL 0136-55-8012

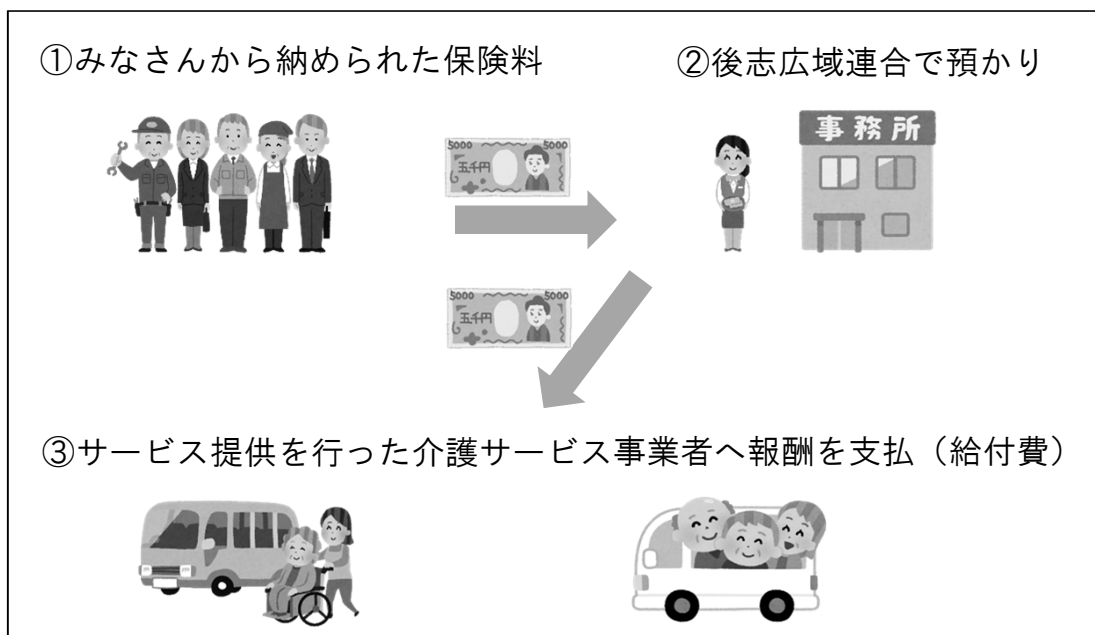
介護保険課からのお知らせ～

介護保険料が高い、



というお問い合わせを頂くことがあります。

介護保険は皆さんの保険料を元に、介護サービス事業者の事業収入（給付費）として利用されています。



ずばり、介護保険料が高くなる理由は、介護サービスを利用している方が増えると事業者へ支払う報酬（給付費）が増えるため、介護保険料も増える仕組みとなっているためです。

では、介護保険料を上げないためには、どうすればいいのでしょうか？

それは、介護サービスを利用する以前の元気な方が元気なままで過ごせる期間が長くなる様、『介護予防』という視点が重要になります。

介護予防とは、皆さんの地域で実施されている運動教室や、自宅での体操や体を動かすこと、買い物をする事、散歩をすること、掃除をすること等、身近なことが介護予防につながっています。

住み慣れた地域で長く生活を続けるためには、介護サービスは必要なものです。ご自分に合ったサービスを上手に選択して、住み慣れた地域で長く生活を続けるために、お近くの地域包括支援センターや、ケアマネジャーの方と相談し上手に介護サービスを活用してください。



このページに関するお問い合わせ： 介護保険課 TEL 0136-55-8013